

2023 JOR ジャパンオフロードレースシリーズ 公式レギュレーション

第 1 条 競技の名称

2023JOR(JAPAN OFFROAD RACE) SERIES

第 2 条 競技の種目

四輪駆動車及び二輪駆動車によるオフロードレース

第 3 条 主催者及び事務局

(1) シリーズ主催者：JOR実行委員会

事務局：津島自動車 内 JOR事務局

住所：〒030-0135 青森県青森市新町野字菅谷100-3

TEL：017-738-8400

(2) 大会主催者

○青森大会事務局：津島自動車内

住所：〒030-0135 青森市大字新町野字菅谷100-3

TEL：017-738-8400

○岩手大会事務局：オートビレッジ内

住所：〒020-0823 岩手県盛岡市門1丁目18-47

TEL:019-652-1114

○八戸大会事務局：八戸オフロードレース実行委員会

第 4 条 大会役員

(1) JOR役員

ゼネラルディレクター 佐々木浩二

実行委員長 黒坂保美 実行副委員長 勝又英幸 小瀧学 下館光兵

競技委員長 千葉太 競技副委員長 千葉保夫 工藤孝 鳴海忠雄

技術委員長 新井田聖徳 技術副委員長 福土和也 荒屋恵介

広報委員長 上野弘明 相談役 田澤信康

事務局長 津島諭 副事務局長 千葉太

(2) 各大会役員についてはそれぞれの特別規則書の参照のこと。

第 5 条 開催日及び開催場所

- ・第1戦 6月11日（日）JORシリーズin青森大会@青森スピードパーク（青森市）
 - ・第2戦 7月02日（日）JORシリーズin切谷内@サーキットパーク切谷内（五戸町）
 - ・第3戦 8月27日（日）岩洞湖4WDオフロードレース@オフロードコース岩洞特設会場（盛岡市）
 - ・第4戦 9月17日（日）JORシリーズin切谷内@サーキットパーク切谷内（五戸町）
 - ・第5戦 10月22日（日）JORシリーズin青森大会@青森スピードパーク（青森市）
- ・コンベンション 11月18日 八戸 r

第 6 条 参加制限

- 6-1：出場台数は各クラス、上限25台とする。
- 6-2：各クラスのレギュレーションに準じれば、同一車両での重複エントリー（ダブル、トリプル）は認める。又、同一選手の重複エントリー（1名の競技者が複数の競技車で参加すること）に関しても各クラス毎であれば可。（同一クラスは不可）
- 6-3：ドライバーはレース車両に1名とし、ナビなどの同乗は禁止とする。

第 7 条 参加申込み及び参加料

- 7-1：所定の参加申込誓約書に必要事項を記入の上、エントリーフィーを添えて各シリーズ戦とも参加締め切り日迄に直接各大会事務局に来店し申込みを行うか、現金書留にて郵送すること。FAXによる正式受理は原則として行わない。
- 7-2：各大会主催者は理由を明記することなく、参加申込み者に対して参加を拒否することが出来る。尚その場合、事務手数料の金2,000円を差し引いた金額を返還するものとする。
- 7-3：参加申込誓約書、エントリーフィー、JOR指定保険（スポーツ安全保険）加入確認が大会事務局で受理した時点で、正式エントリーしたものとみなす。
- 7-5：エントリーフィーは、参加締め切り日以降は原則として返還しない。但し、大会当日、本人の都合により参加出来なくなった場合は、大会当日3日前迄に事務局に電話で連絡頂いた場合に限り、事務手数料2,000円を差し引いた金額を返却する。
- 7-6：エントリーフィー
- | | | |
|------|----------|---------------|
| Nクラス | 2023年度 | 無料 |
| Sクラス | ¥10,000円 | Cクラス ¥15,000円 |
| Xクラス | ¥20,000円 | Pクラス ¥20,000円 |

7-7: JOR指定保険(公益財団法人スポーツ安全保険)については、加入義務とし、シリーズ初参加時にエントリーフィーと保険料、事務手数料込み2,000円(1シーズン)を添えて直接大会事務局に持参するか、現金書留にて郵送すること。尚、所属チームで団体加入する場合は直接JORホームページから申込みをし、入金済み加入者一覧のコピーを必ず同封にて郵送すること。(詳しくはJORホームページから各自必ずご参照下さい)

第8条 参加資格規定

8-1: 原則として18歳以上の普通自動車運転免許所有者以上に限る。20歳未満の者が参加を希望する場合、親権者の同意が得られなければ参加出来ないものとし、その場合参加申込誓約書に親権者の記名、捺印を必ずすること。

8-2: JOR指定保険(公益財団法人 スポーツ安全保険)加入者

第9条 競技者及び参加者の承認事項

9-1: 競技者はスポーツマンシップに則り、公明に競技を行い、安全を第一にすること。

9-2: 開催会場及び地域、住民者に配慮し、社会秩序を守り本大会の規定に従うこと。又会場外、周辺での暴走行為や飲酒及び薬物使用による参加は一切認めない。

9-3: 競技者、観戦者、オフィシャル、スポンサーなど本大会に関わるすべての参加者は、参加車両、備品の破損、盗難などや会場の施設、器物などを破損させた場合の保証など、いかなる理由においても各自が責任を負わなければならない。

9-4: 本大会関係者が一切の賠償責任を免除させていることを了承しなければならない。即ちJOR実行委員会、大会主催者、大会役員はその役務遂行によって起きた参加者、ドライバー、ヘルパーの死亡、負傷、車両損害に対して一切、責任を負わないものとする

9-5: ナンバー付車両で一般道を走行してくる参加者は、いかなる場合であっても不正改造車両は一切認めないものとする。

第10条 肖像権

10-1: 本大会名称及びロゴマーク、映像写真等の使用権利はJOR及び各大会事務局に所属する

第11条 シリーズの賞典

11-1：出場回数の規定

3戦以上の出場によってシリーズ総合入賞の資格を有する。

11-2：得点方法

JORシリーズ得点基準に基づく得点とする。得点は、シリーズ戦の各レースに出場した合計得点の高い順で決定する。同点の場合は最終戦の得点の高い方を上位とする。

*1 最終戦にて決着しなかった場合は、当シーズンの1位回数の多い方を上位とする。

*2 *1でも決着しない場合は、出場ゼッケン番号の小さい方を上位とする。

11-3：得点基準表

得点は規定週回数の70%以上走行し、尚且つチェッカーフラッグを受けた者に与えられる。

順位 台数	1位	2位	3位	4位	5位	6位		7位以降
3～	20	15	12	10	8	6		1

11-4：各クラスの賞典

(1) シリーズ表彰

1位	JOR盾・賞金・副賞	4位	JOR盾・副賞
2位	JOR盾・賞金・副賞	5位	JOR盾・副賞
3位	JOR盾・賞金・副賞	6位	JOR盾・副賞

(2) 各大会主催の賞典についてはそれぞれの特別規則書を参照のこと。

11-5：レース成立条件

各クラスとも参加台数3台以上でレース成立とする。参加台数とはエントリーをし、車検を通過した台数をいう。また1～2台のみのレースは不成立とする。

第12条 公式通知

- 12-1：本大会特別規則書に記載されていない競技運営に関する実施細則、及び掲示事項は公式通知によって示される。
- 12-2：本規則は参加受付と同時に施行する。
- 12-3：本規則、及び競技に関する細則の解釈に疑義が生じた場合は、JOR実行委員会の決定を最終とする。

第13条 クラス区分

Nクラス (ノーマルクラス)

*市販車1600CC以下 過給機不可 (UTV、バギー除く)

Sクラス (市販軽自動車/ジムニー市販車/アンリミテッド2WDバギー)

*市販されている軽自動車。

*ジムニー、AZオフロード、サムライによる市販車。

*アンリミテッド2WDバギー1000CC以下 (スリッパ等)

Cクラス (チャレンジオープン)

*LOWレンジトランスファーを持つ市販車C Xカンントリータイプの四輪駆動車 (過給機可)。LOWレンジトランスファーと過給器を持たない市販車SUV&セダンタイプ四輪駆動車。

*市販車二輪駆動車 (過給器可)

*市販されてるUTV 1000CC以下 (過給機不可)

*アンリミテッド2WDバギー 1000CC以下

Xクラス (市販車改造車)

*市販車改造 (過給機可)

*市販されてるUTV 1500CC以下 (過給機可)

*アンリミテッド2WDバギー 1500CC以下

Pクラス (プロトタイプ)

*改造範囲無制限車 上記以外の車

※ターボ、スーパーチャージャー等の過給機付は総排気量×1.3で計算する

第14条 参加車両規定

Nクラス (ノーマルクラス)

- (1) 市販されてる 1600 cc以下のNA車両 (過給機不可)
- (2) 排気量のボアアップ、エンジン内部の改造は不可
- (3) フレームはオリジナルを使用し、延長及び短縮は不可。補強は可。また、フレームナンバーのないものは不可。
- (4) フレームはオリジナルを使用し、延長及び短縮は不可。補強は可。また、フレームナンバーのないものは不可。
- (5) ボディについて、キャビンはオリジナルを使用する事、またシルエットについては市販シルエットを残す事。
- (5) エンジンについては、ベース車両の原動型式の変更は不可。
- (6) エンジンの補器類は変更不可。
- (7) ECU変更、交換、改造は不可

N クラス競技車両製作に関わる手引き

(ノーマルクラス 1600)

* 基本的にその車両の市販状態をベースとするが、下記の変更及び改造のみ可。

- (1) タイヤ&ホイールの交換。(タイヤはパドルタイヤ、スパイクタイヤ、農耕用タイヤ、チェーン類の装着不可。)
- (2) ショックアブソーバー、スプリングの交換。(同形状に限る)
- (3) マフラーの交換 (触媒の取り外しは可)
- (4) エアクリーナーの交換。
- (5) 点火系統の交換。
- (6) ストラットタワーバーの取り付け。
- (7) ステアリングホイールの交換。
- (8) ドライバーズシートの変更、及びドライバーズシート以外のシートの取り外し。
(フルバケットシートが望ましい。但し、リクライニングシートは、固定の事。)
- (9) 内張り・フロアカーペット等、運転席の内張り以外は取り外し可。
- (10) エアコン・ワイパー・オーディオ・パワーウィンドウユニット等の取り外し。
但しダッシュボードはノーマルを残すこと。

- (11) メーター類の変更及び追加。
- (12) ガラス類の取り外し。
- (13) ガード類の取り付け。
- (14) ロールバー等の安全装備の取り付け。(ロールゲージは、フロント4点式以上とするが、オープンタイプの車両は6点式以上のロールゲージの装備とする。(他サイドバー、頭上の追加バーなどの装備を強く推進致します。))
- (15) ブレーキパッド・ブレーキホースの交換。
- (16) クラッチディスク・クラッチカバーの交換。
- (17) 車体の補強は可、(スポット増し、当板補強等 車体保護の目的に限り、)
- (18) ミッション、トランスファー、デフの仕様変更はベース車両と同一車種であれば可。
- (19) シートベルトはワンタッチ式で4点式以上とし、3ヶ所以上で取り付ける事(引っ掛けタイプの場合はピンなどでロックする事)
- (20) 運転席窓は、ガラス又はネットでふさぐ事(競技中、窓は全閉とする)
- (21) オープン車両の天井部は社外放出、怪我防止の為、必ずふさぐ事
- (22) ライト、レンズ、ガラス類にはテープを貼るなどの飛散防止策をする事
- (23) 35W以上のバックフォグランプの取り付けの事(黄色に限る。)

S クラス (ジムニー市販車/アンリミテッド2WDバギー/市販軽自動車)

(ジムニー/軽自動車編)

- (1) ジムニー市販車(ジムニー、AZ オフロード、サムライ以外の車両は不可)
- (2) 市販されてる軽自動車
- (3) 排気量はジムニーは1800cc軽自動車は1000cc迄とする。
ターボ、スーパーチャージャー等の過給機付は総排気量×1.3で計算する。
- (4) 排気量のボアアップ、エンジン内部の改造は可。
- (5) フレームはオリジナルを使用し、延長及び短縮は不可。補強は可。また、フレームナンバーのないものは不可。
- (5) ボディについて、キャビンはオリジナルを使用する事、またシルエットについては市販シルエットを残す事。
- (6) エンジンについては、ベース車両の原動型式の変更は不可。
- (7) エンジンの補器類は変更可。

S クラス競技車両製作に関わる手引き

(ジムニー/軽自動車編)

※ 後輪にマッドガード（マッドフラップ）を取り付けること（タイヤの3分の2以上隠れること）

* 基本的にその車両の市販状態をベースとするが、下記の変更及び改造のみ可。

- (1) タイヤ&ホイールの交換。（タイヤはパドルタイヤ、スパイクタイヤ、農耕用タイヤ、チェーン類の装着不可。）
- (2) ショックアブソーバー、スプリングの交換。
- (3) マフラーの交換（触媒の取り外しは可）
- (4) サスペンションの交換。（取付け位置及び取付け本数の変更は不可。）
- (5) エンジン内部の改造、エンジン補器類の改造、変更
- (6) エアクリーナーの交換。
- (7) 点火系統の交換。
- (8) LSDの取付け。
- (9) ストラットタワーバーの取付け。
- (10) ステアリングホイールの交換。
- (11) ドライバーズシートの変更、及びドライバースシート以外のシートの取り外し。
(フルバケットシートが望ましい。但し、リクライニングシートは、固定の事。)
- (12) 内張り・フロアカーペット等、運転席の内張り以外は取り外し可。
- (13) エアコン・ワイパー・オーディオ・パワーウィンドウユニット等の取り外し。
但しダッシュボードはノーマルを残すこと。
- (14) メーター類の変更及び追加。
- (15) ガラス類の取り外し。
- (16) ガード類の取付け。
- (17) ロールバー等の安全装備の取付け。（ロールゲージは、フロント4点式以上とする
が、オープンタイプの車両は6点式以上のロールゲージの装備とする。（他サイド
バー、頭上の追加バーなどの装備を強く推進致します。）
- (18) ブレーキパッド・ブレーキホースの交換。
- (19) クラッチディスク・クラッチカバーの交換。
- (20) 車体の補強は可、（スポット増し、当板補強等 車体保護の目的に限り、）

- (21) ミッション、トランスファー、デフの仕様変更はベース車両と同一車種であれば可。
- (22) コンピューターのプログラムの変更、コンピューターの交換

- (23) ボンネット、フロントフェンダー、リヤゲートの軽量化は可。
(運転席側のサイドバー装着車に限りドアの素材変更、軽量化は可とする。)
- (24) シートベルトはワンタッチ式で4点式以上とし、3ヶ所以上で取り付ける事（引っ掛けタイプの場合はピンなどでロックする事）
- (25) 運転席窓は、ガラス又はネットでふさぐ事（競技中、窓は全閉とする）
- (26) オープン車両の天井部は社外放出、怪我防止の為、必ずふさぐ事
- (27) ライト、レンズ、ガラス類にはテープを貼るなどの飛散防止策をする事
- (28) 35W以上のバックフォグランプの取り付けの事（黄色に限る。）

(アンリミテッド2WDバギー車両編)

※市販車改造クラスの範囲を超えた改造及びベース車両を持たずに造られた2WDバギー車両

- (1) アンリミテッド2WDバギーの総排気量は1,000CC以下とし、ターボ、スーパーチャージャーの過給機付は総排気量×1.3とする。又、競技車両は四輪の2WDとし、チェーン、ベルト駆動方式の車両除く）スリッパ等
- (2) 安全規定及び補足規定等を十分満たしていること。
- (3) エンジンとボディーシルエットが同一メーカーでされていなくても良い。
※エンジンは市販四輪自動車用とする。
- (4) 35W以上のバックフォグランプの取り付け。但し、色は黄色に限る。
- (5) サイドバーの取り付け。材質は、ロールバーに準ずる。
- (6) 消化装置の取り付け。（走行中取れないよう、固定する。）
- (7) ドライバーズシートの変更（フルバケットシートが望ましい。但し、リクライニングシートは、固定のこと。）
- (8) タイヤは外径1m以下とし、パドルタイヤ、農耕用タイヤ、スパイクタイヤ、チェーン類の装着は不可。

*** (軽トラック、軽バスタイプ車両編)**

キャビンがオリジナルで座席位置が変更されていない車両であれば

市販の軽トラック 軽バスの改造範囲はC、Xクラスまでの改造までとする

Cクラス (チャレンジオープン)

- (1) Low レンジトランスファーを持つ、市販車クロスカンントリータイプ 4WD (過給機可)
- (2) Low レンジトランスファーと過給器を持たない、市販車 SUV&セダンタイプ 4WD。等)
- (3) 市販車 2WD 車両 (過給器可)
- (4) *市販されてる U T V 1000CC以下 (過給機不可)
*アンリミテッド 2WD バギー 1000CC以下
*ターボ、スーパーチャージャーの過給機付は総排気量×1.3とする
- (5) サスペンションの改造は可、(ロアアーム、アッパーアームの延長、リジットタイプはリンク式サスペンションに改造可)
- (6) ベース車両と同一メーカーのものに限り、エンジン換装可、但しエンジン換装の為フロア及びダッシュパネルの改造は不可
- (7) ボディについて、キャビンはオリジナルを使用する事、またシルエットについては市販シルエットを残す事。(但し、ジムニー、エスクード、パジェロ等のオープンタイプと同様のボディカットは可)

Cクラス競技車両製作に関わる手引き

- (1) エンジン・ミッション・トランスファー・デフケースは、ベース車両と同一メーカーのものに限り変換可、改造可、但しベース車両が Low レンジを持たない 4WD マシンは過給器不可
- (2) ガラス類、不要な装備品の取り外しは可、
- (3) ボンネット、リヤゲート、フロントフェンダー、ドアの材質変更可。
- (4) ロールバー等の安全装備の取り付け。
- (5) ボディの補強は可
- (6) キャビンはノーマル形状、材質を残す事
- (7) キャビン前後は、ベース車両のイメージを残すこと。

- (8) ホイールベース内のフレームは、延長短縮等、基本的な部分の変更は不可。
- (9) サスペンションは基本形式（独立 or リジット）を変更しなければ改造可。
- (10) エンジンは縦置きエンジンではミッションとエンジンの結合部を、フロント車軸からノーマルに対して 30mm以内の変更とする
- (11) ボディ（キャビンも含む）はオリジナルを使用すること。但し下記の変更は認める。
 - a. 不要な装備の取り外し（エアコン・オーディオ・ダッシュボード・その他）。
 - b. ボンネット・フロントフェンダー・ドア・リヤゲート・荷台の変更。
シルエットはオリジナルを継承すること。
 - c. 前後バンパーの交換または変更。但しシルエットは残すこと。
 - d. ショックアブソーバー・安全タンク等の取り付けによる必要最小限のボディ切除。
 - e. ガラス類の取り外し。
- (12) ラジエターの取り付け位置変更可。
- (13) 35W以上のバックフォグランプの取り付け。但し、色は黄色に限る。
- (14) サイドバーの取り付け。（最低運転席側）材質は、ロールバーに準ずる。
- (15) 消化装置の取り付け。（走行中取れないよう、固定する。）
- (16) ドライバーズシートの変更、及びドライバーズシート以外のシートの取り外し。
（フルバケットシートが望ましい。但し、リクライニングシートは、固定のこと。）
- (17) 市販 UTV、バギー以外のチェーン、ベルト駆動は禁止とする。

(アンリミテッド2WDバギー車両編)

※市販車改造クラスの範囲を超えた改造及びベース車両を持たずに造られた2WDバギー車両

- (1) アンリミテッド2WD バギーの総排気量は1,000CC以下とし、ターボ、スーパーチャージャーの過給機付は総排気量×1.3とする。又、競技車両は四輪の2WDとし、チェーン、ベルト駆動方式の車両除く)
- (2) 安全規定及び補足規定等を十分満たしていること。
- (3) エンジンとボディーシルエットが同一メーカーでされていなくても良い。
※エンジンは市販四輪自動車用とする。
- (4) 35W以上のバックフォグランプの取り付け。但し、色は黄色に限る。
- (5) サイドバーの取り付け。材質は、ロールバーに準ずる。
- (6) 消化装置の取り付け。（走行中取れないよう、固定する。）

(7) ドライバーズシートの変更（フルバケットシートが望ましい。但し、リクライニングシートは、固定のこと。）

(8) タイヤは外径1 m以下とし、パドルタイヤ、農耕用タイヤ、スパイクタイヤ、チェーン類の装着は不可。

Xクラス（市販車改造）

(1) 市販車SUV、セダン、ワゴンタイプ4WD。（過給機可）

(2) *市販されてるUTV 1500CC以下（過給機可）

*アンリミテッド2WDバギー 1500CC以下

*ターボ、スーパーチャージャーの過給機付は総排気量×1.3とする

(3) サスペンションの改造は可、（ロアアーム、アッパーアームの延長、リジットタイプはリンク式サスペンションに改造可）

(4) ベース車両と同一メーカーのものに限り、エンジン換装可。但し、エンジン換装の為フロア及びダッシュパネルの改造は不可。

(5) フレームはオリジナルを使用し、延長及び短縮は不可。補強は可。また、フレームナンバーのないものは不可。

(5) ボディについては、キャビンはオリジナルを使用すること。また、シルエットについては市販シルエットを残すこと。

(6) タイヤは外径1 m以下とし、パドルタイヤ、スパイクタイヤ、農耕用タイヤ、チェーン類の装着は不可。

(7) 安全タンクを装着すること。但し、ノーマルタンクでもタンク及び給油口がオリジナルの取り付け位置であれば可。

Xクラス競技車両製作に関わる手引き

*市販車両をベースとし、下記項目を満たしていれば改造可。

(1) フレームはオリジナルを使用し、延長・短縮等、基本的な部分の変更は不可。但し補強は可（フレームナンバーのないものは不可）。

(2) エンジン・ミッション・トランスファー・デフケースは、ベース車両と同一メーカーのものに限り変更改造可。但し、変更の為のフロア及びフロントパネルの改造は不可。

(3) サスペンションはオリジナルと同一形式であり、フレーム側支点位置の変更は可。

(4) ロアアーム、アッパーアームの延長、リジットタイプはリンク式サスペンションに改造可。

(5) ホイールベースの変更は可。

- (6) ボディ（キャビンも含む）はオリジナルを使用すること。但し下記の変更は認める。
 - a. 不要な装備の取り外し（エアコン・オーディオ・ダッシュボード・その他）。
 - b. ボンネット・フロントフェンダー・ドア・トランク・荷台の変更。
シルエットはオリジナルを継承すること。
 - c. 前後バンパーの交換または変更可。但しシルエットは残すこと。
 - d. ショックアブソーバー・安全タンク等の取り付けによる必要最小限のボディ切除。
 - e. ガラス類の取り外し。
- (7) ラジエターの取り付け位置変更可。
- (8) 35W以上のバックフォグランプの取り付け。但し、色は黄色に限る。
- (9) サイドバーの取り付け。（最低運転席側）材質は、ロールバーに準ずる。
- (10) 消化装置の取り付け。（走行中取れないよう、固定する。）
- (11) ドライバーズシートの変更、及びドライバースシート以外のシートの取り外し。
（フルバケットシートが望ましい。但し、リクライニングシートは、固定のこと。）
- (12) 市販UTV、バギー以外のチェーン、ベルト駆動は禁止とする。

（アンリミテッド2WDバギー車両編）

※市販車改造クラスの範囲を超えた改造及びベース車両を持たずに造られた2WDバギー車両

- (1) アンリミテッド2WDバギーの総排気量は1,500CC以下とし、ターボ、スーパーチャージャーの過給機付は総排気量×1.3とする。又、競技車両は四輪の2WDとし、チェーン、ベルト駆動方式の車両除く)
- (2) 安全規定及び補足規定等を十分満たしていること。
- (3) エンジンとボディーシルエットが同一メーカーでされていなくても良い。
※エンジンは市販四輪自動車用とする。
- (4) 35W以上のバックフォグランプの取り付け。但し、色は黄色に限る。
- (5) サイドバーの取り付け。材質は、ロールバーに準ずる。
- (6) 消化装置の取り付け。（走行中取れないよう、固定する。）
- (7) ドライバーズシートの変更（フルバケットシートが望ましい。但し、リクライニングシートは、固定のこと。）
- (8) タイヤは外径1m以下とし、パドルタイヤ、農耕用タイヤ、スパイクタイヤ、チェーン類の装着は不可。

Pクラス (プロトタイプ)

N、S、C、Xクラス以外の車両

- (1) 車両寸法は幅2,500mm、長さ6,000mm以内とする
- (2) エンジンが市販四輪自動車用以外はPクラスとする。(市販UTV、バギー除く)
- (3) タイヤは外径1m以下とし、パドルタイヤ、農耕用タイヤ、スパイクタイヤ、チェーン類の装着は不可。
- (4) 安全タンクを必ず装着すること。

Pクラス競技車両製作に関わる手引き

* 市販車改造クラスの範囲を超えた改造車両及びベース車両を持たずに造られた競技車両

- (1) 安全規定及び補足規定等を十分満たしていること。
- (2) 市販車両のシルエットや、エンジンとボディーシルエットが同一メーカーで、統一されていなくても良い。
- (3) 35W以上のバックフォグランプの取り付け。但し、色は黄色に限る。
- (4) サイドバーの取り付け。(最低運転席側)材質は、ロールバーに準ずる。
- (5) 消化装置の取り付け。(走行中取れないよう、固定する。)
- (6) ドライバースシートの変更、及びドライバースシート以外のシートの取り外し。
(フルバケットシートが望ましい。但し、リクライニングシートは、固定のこと。)

第15条 安全規定

ヘルメット

JIS規格2種以上のものを使用すること。

レーシングスーツ

防炎加工されたレーシングスーツを着用すること。(Sクラスに限りビニール素材以外の長袖長ズボンを認めるがレーシングスーツを強く推進致します)

手袋

手袋は完全に手を保護し、手首から指先まで入ること。(レーシンググローブ推進。軍手などビニール製は不可)

シューズ

安全性に優れ、運転しやすい構造のものを使用すること。(レーシングシューズ推進。長靴、サンダル、ゲタ、ハイヒール、素足などは不可)

シートベルト

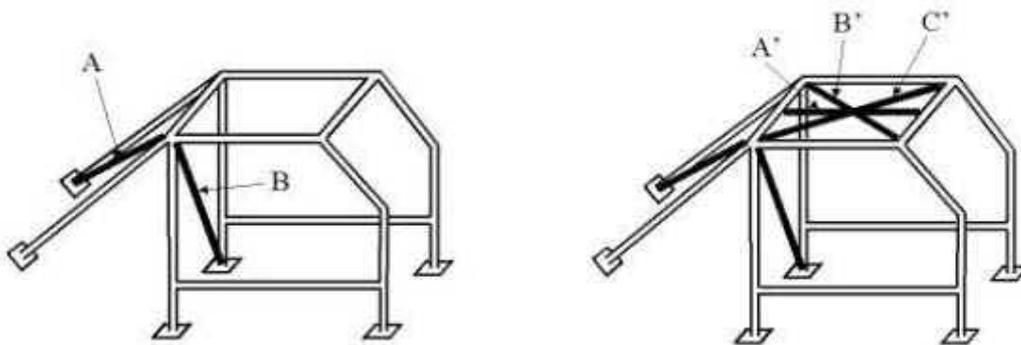
ワンタッチ式で、4点式以上とし、3ヶ所以上で取り付けられていること。また引っかけタイプの場合はピンなどでロックすること。

ステアリングホイール（ハンドル）

形状は円状の物で、強度、耐久性のある物とする

ロールバー

- (1) 6点式以上、材質はスチール（引抜鋼管）以上であること（アルミ、ステンレス等は除く）。
*S、Nクラスの車両についてはフロント4点式以上とするが、6点式以上を強く推進します。
- (2) 寸法は直径36 mm 以上、肉厚が2 . 6 mm 以上の継ぎ目なしのものとする。
- (3) オープンタイプの車両は6点式+補強ロールバーで、運転席外側にサイドバー及びネットを取付け、運転席頭上はネット及びその他のもので塞ぎ手などが出ないようにする。（補強バーA、Bについての強度はロールバーに準ずる。）
- (4) ロールバーの頂部はドライバーが運転席に座った状態でのヘルメットの位置より上5 cm 以上の空間があること。
- (5) ロールバーの頂部に補強バーA'、B'、C' のいずれかを入れる事（N、S、Cクラス除く）



- (6) 取付けは1ヶ所当て板を表裏使用し8 mm 以上の自動車用ボルト、ナット、スプリングワッシャーを使用し、1ヶ所につき3本以上で取付けられていること。
- (7) メインのロールバーに直径4 mm 以上の穴を開け、黄色でマーキングすること。

サイドバー（S-アンリミテッド2WDバギー、C、X、Pクラス）

運転席側には必ずサイドバーをつけること。材質、寸法等はロールバーに準ずる。

- N、Sクラスについてはドアの素材変更した車両のみ装着する事。但し装着が望ましい

室内

- (1) エンジン及びミッション、駆動系から完全に隔離されていること。
- (2) 運転操作に関係ない突起物があるてはならない。
- (3) ラジエター及び配管、バッテリー等と完全に隔離されていること。
- (4) 燃料タンク、配管等と隔離されていること。但し、安全タンク装着車は除く。
- (5) スペアタイヤ、工具類は搭載しないこと。

シート

- (1) 変更は自由とするが、取付けは十分な強度を有すること。
- (2) リクライニングシートを取り付ける場合、リクライニング機能を物理的に固定する事。
- (3) 運転席以外のシートの取り外しは自由。

ネット

- (1) 運転席側に必ずネットを取り付けること。
- (2) 運転席側がガラスの場合、飛散防止のため透明フィルムかテープなどを貼ること。

ミラー

バックミラーの取り外しは自由。但し後方確認用のミラーを最低1ヶ所取り付けること。

灯火装置

- (1) ライト、ガラス類には、テープを貼るなどの飛散防止策をすること。
- (2) ブレーキランプは正常に作動し、色は赤とする。
- (3) バックフォグランプを取り付けること。
 - a 取付け位置は地上より1 m以上とする。
 - b 35 W～55 Wのフォグタイプで黄色とする。（2灯まで）とする。
 - c 方向指示器及びバックランプ、車巾灯等での代用は認めない。

燃料タンク

- (1) Pクラスは安全タンクを装着のこと。
- (2) 取付け及び配管は十分に安全を考慮していること。
- (3) 完全に室内と隔離されていること。
- (4) 給油口は車体側面、なおかつ、マフラー側とは正反対に取り付けること。
(給油口からタンクまでのホースには、カバーをして室内と隔離すること。)
- (5) 安全タンクは、シェルケースなどで完全に隔離すること。
- (6) エアブリーザーには、ロールオーバーバルブ（チェックバルブ）を取り付けること。

タンクキャップ

- (1) ブレーキ及びクラッチマスターのオイルタンクキャップは固定（テーピングも可）すること。その他のタンクキャップも固定（テーピングも可）すること。

電装品

- (1) バッテリーは、十分安全に考慮し、なおかつ、十分固定し運転席とは隔離すること。
- (2) バッテリー、コイル、オルタネーター等の（+）端子には、必ずテーピングを施すこと。

キルスイッチ（S-アンリミテッド2WDバギー，C，X，Pクラス）

- (1) 運転席及び車外から操作できるキルスイッチ（電気回路遮断装置）を装着すること。
- (2) 室内は、走行状態で操作できる位置に取り付けること。
- (3) スイッチ操作部分は青色のスパークマーク（三角形）で表示すること。また、スイッチの操作部を「PULL」「PUSH」「→（矢印）」のいずれかで表示すること。
Sクラス-アンリミテッド2WDバギー、Cクラス、Xクラス、Pクラスのキルスイッチ車外操作部は、フロントウィンドウシールより前面で、かつハンドルの逆位置に取り付けること。また、メインスイッチの近くに取り付けること。

ボディー、外装

- (1) 極端な突起物、鋭利なものは、禁止とする

第16条 ゼッケン

15-1：ゼッケン番号については2022年度の総合得点表に基づきPクラス優勝者から1番となる（下表を参照。又シードゼッケン表はJORホームページを参照）

クラス	シードゼッケン	初参加ゼッケン	備考
P	1～50	(51～99)	
X	101～150	(151～199)	
C	201～250	(251～299)	
S	301～350	(351～399)	
N	401～450	(451～499)	

15-2：ゼッケン番号の大きさ及び取付け位置

(1) サイドに取り付けるゼッケンプレートの大きさは横30 cm ×縦20 cm 以上とする。

(2) ゼッケンプレートの色は黒地に白文字で表記する。

また 1 101 201 301 のゼッケンプレートの色は赤地に白字で表記すること。

(3) 文字サイズは縦の長さ18 cm、文字幅5 cm 以上のゴシック文字を使用すること。

(4) 両サイドから確認できるように、また泥が被らないよう取り付けること。

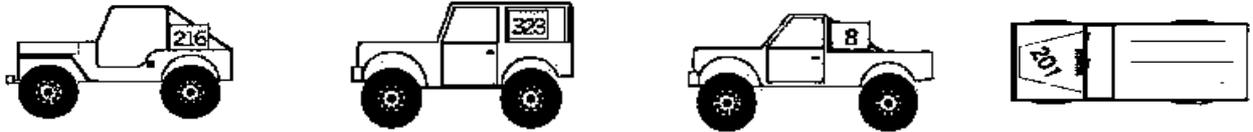
(5) 車両の両サイドに取り付けるゼッケンの他に、上から確認できる場所に最低一ヶ所、シールを貼ること。なお、文字サイズは縦の長さ18 cm、文字幅5 cm以上のゴシック文字を使用すること。

(6) N、S、C、Xクラスに関しては、クローズドボディはカッティングシート等で装着し、オープンボディの場合は浮き文字とする。Pクラスではゼッケンは浮文字とする（5 mm 以上厚板を使用すること。）

(7) 計時委員がゼッケン位置の変更を指示する場合もある。

(8) ゼッケン番号の確認が出来なくなったときは失格となる場合がある。

(9) 取付け場所、及び取付け方法 (下図参照)



第17条 補則規定

- 17-1: いかなる場合でもタイヤの3分の1以上がボディからはみ出してはいけない
(Pクラス、バギー除く。又、ナンバー付の自走車両の場合は、はみ出し不可。但し必ず交換を原則とする事であれば可とする。)
- 17-2: 全クラスとも、車両の前後に十分な強度を有する円形牽引フックを取り付けること。
- (1) フックの内径は40 mm 以上のこと。
 - (2) フックは引っ掛け部分のみ、車両から出るように取り付けること。
 - (3) フックは黄色か赤色で塗装しておくこと。
 - (4) 運転席フロアは塞ぐこと。
 - (5) 使用燃料はNOS及びニトロ燃料は不可
 - (6) その他、技術委員長が明らかに著しい改造と認めた場合は不可。

第18条 車両検査

- 18-1: 参加車両検査は公式通知されたタイムスケジュールによって実施する。
- 18-2: ドライバーが必ず車検を受けること。

第19条 車両変更

- 19-1: 同一クラスに限り変更を認めるが、予選開始後、又は競技中は不可とする。

第20条 競技規定

20-1：信号

コースの管制について、各競技長は主として信号の使用によって次の事項を遂行する。

- (1) ドライバーの安全に寄与する。
- (2) 諸規則の遂行。

20-2：ペースカー

ペースカーが入った場合、いかなる場合でも追い越しをしてはならない。

20-3：旗

(国旗、主催者旗) スタート。

(主催者周回ボード) ラスト1週、チェッカー場所にて不動表示。

(黒白のチェッカー旗) 競技終了、振動表示。

(赤旗) 不動で表示され、競技長によって使用される。全てのドライバーは直ちにレースを中止し、コース役員の指示に従うこと。

(主催者ホワイトボード) 車両番号を数字で表示したホワイトボードの不動表示で、表示された数字の該当ドライバーは、次の週回時に指定場所(ピット)に戻り速やかに停止しオフィシャルの指示に従わなければならない。スポーツ精神に反する行為や、走行中、危険と判断した車両を競技長の判断で表示する。

(黄旗) 危険信号。この信号の使用時には一時的なものと長期的なものがある。黄旗の振動表示によって、当該ポストに続く区間内での危険な状態の発生を表示する。万一、コース上に重大な障害があるもののレースを中止する程ではない場合、その危険度をより強く伝えるため、2本の黄旗を同一ポストで表示出る。2本の黄旗はコースが完全に閉鎖された場合でも、競技長がレースの中止を命ずる場合までの間、表示されることもある。ドライバーは直ちに停止出来るよう減速をし、順位を変更せずに保持し緑旗を通過するまで前車を追い越してはならない。ペースカーが入った場合も同様である。コース上に障害物がある場合でも黄旗は1~2週で表示を取り止めます。

※事故の場合

ポスト1：事故現場より2つ手前のポストは黄旗の不動表示をする。追い越し禁止（規制）区間は
この旗より開始される。

ポスト2：事故現場より1つ手前のポストは黄旗の振動表示をする。

ポスト3：事故現場の次のポストにて、緑旗の表示を行い規制区間の終了を表示する。

※注意1：追い越し途中で黄旗が出た場合は追い越しにならない。

2：明らかに競争力のない車両を追い越す場合は追い越しにならない。

3：競争力の無い車両のドライバーは手を上げて後続車両に合図する。

緑旗：黄旗によって管理されている危険発生区間の終わりに使用される。

青旗：追い越し信号。青旗はドライバーに対し、後続からより速い車両あるいは複数の車両が
追い越そうとしていることを知らせる。

※主催者ホワイトボードの指示を3回無視した場合は競技長の判断で失格とする。

黒旗 マシントラブルや規則違反、危険行為を行ったマシンのゼッケン番号と共に出される。

出されたドライバーは直ちにピットストップをしなければならない。

※再スタートの場合

事故でコースを閉鎖、事故などで、本部で再スタートと判断した場合

スタートライン、本部で赤旗、全コーナー黄色

その時の順位のままスタンディングスタートで行う。

第21条 競技方法

21-1：タイムトライアルによる予選を行い、順位上位者順による決勝レースを行う。

21-2：予選中、他車との接触を回避する為にタイムに影響があった場合、大会役員が認めた
場合に限り、再予選を行うことが出来る。

21-3：週回数は各会場の特別規則書で定める。

21-4：各クラスの出場台数によっては異なるクラスでも混走させる場合がある。

21-5：レース中の燃料補給は原則不可とする。

21-6：ピットスタート

(1) レーススタート時点でピットからスタートする場合は最後尾とする。

(2) 2週目以降の場合、随時スタート可とする。

第22条 スタート方法

22-1：決勝スタートはスタンディングスタートで行う。

第23条 反則.失格.ペナルティー

23-1：スタート時、明らかなフライングに対するペナルティーは、主催者ホワイトボードで掲示し、その場合すみやかにピットに入り停止する。その場合はオフィシャルの指示に従いコースにより1分間～2分間のピットストップとする。

23-2：コースのショートカットは失格とする。

23-3：コース内におけるスタックなどでオフィシャル以外の助けを受けた者は失格とする。

23-4：レース中、安全装置が外れた競技車は主催者ホワイトボードにて掲示し、その場合はすみやかにピットに入り停止する。その場合はオフィシャルの指示に従うこと。

23-5 インシデント

：レース中いかなる場合においても、「危険なドライブ行為」を行ってはならない。

本条項の「危険なドライブ行為」とは

- ① 故意に衝突を起こしたもの
- ② 他のドライバーのコースアウトを強いるもの
- ③ 他のドライバーによる正当な追い越し行為を妨害するもの
- ④ 追い越しの最中に他のドライバーを不当に妨害するもの
- ⑤ 競技役員が危険とみなしたもの

等を指し、その行為が危険と判定された場合は、失格とする

23-6：提示された旗の指示に従わない競技車両はペナルティーとし、尚且つ、主催者ホワイトボード掲示を3回無視した場合は競技長の判断で失格とする。

第24条 延期.中止

24-1：天候、事故、事件など、やむを得ない理由が生じた場合、各大会委員長の決定により大会を延期、または中止することがある。尚、中止となる場合は事務手数料の

2,000円を差し引いた金額を返金する。但し、開催日当日に途中で中止をやむを得ない理由が生じた場合は返金しないものとする。

第25条 事故によるコース閉鎖の規定

25-1：万一、事故等によりコースが閉鎖された場合は、閉鎖前の周回終了時点の順位に従って再スタートを行う。但し、トップの車両が規定週回数の70%以上を終了していた場合は、レース成立とする。

第26条 抗議

26-1：順位が確定する前に限り、違反行為、不正行為等があきらかに疑いがある場合、事前の異議申し立てに対し、本大会役員と競技者代表2名を招集し審議会を開き、審議する事ができる。また違反行為が明らかにになった場合、その内容に応じて主催者は決議することができる。

26-2：競技中の過失、反則、競技成績の抗議する場合、抗議をしようとする競技参加者はレース終了後20分以内に、また決定に対する抗議は決定後直ちに提出しなければならない

26-3：抗議をしようとする参加者は、本大会主催者に書面にて競技保証金、10,000円添えて提出すること。大会役員が審議し、提出内容が正しいと判断された場合のみ競技保証金全額を返却する。

26-4：時計に関する抗議は一切みとめない。

第27条 その他注意事項

27-1：各会場内でのタバコのポイ捨て禁止（特にピット、パドック内では大変危険な行為ですので厳禁とする。）ゴミも同様です。

27-2：燃料の取り扱いについては、安全な携行缶（ポリ缶不可）を使用し、高温を避けるように各自安全に管理すること。特に使用する際は取り扱い方法を必ず正しく扱うこと。万が一、爆発等の事故で人的被害、死亡、車両損害が起きた場合は、大会主催者は一切の責任を負いかねるとともに、大会での損害等が出た場合は主催者側から刑事責任が発生する場合がありますので厳重に注意すること。（昨年から消防局より全国のイベント等に対する指導が入っておりますのでご協力下さい）

27-3：各会場までの一般公道は交通ルールを守り、周辺住民の迷惑にならないように注意すること。著しく他の迷惑となる車両、ルールを守れない競技者及び関係者は、主催者側に判断により入場の拒否または退場を命じる場合がある。

27-4：大会規定は必要に応じ、予告無く変更する場合がありますのでJORホームページを確認のこと。